

公調委令和6年（ゲ）第9号 岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

- (1) 申請人に生じた吐き気、不快感、苦痛、不眠等の健康被害は、被申請人らがa店から排出される高濃度の調理排煙（アンモニア、硫化水素等）による臭いを発生、拡散させたためである。
- (2) 申請人に生じた上記(1)の健康被害に加え、不潔感等の健康被害は、上記(1)と同様、被申請人らが上記(1)の店舗から排出される高濃度の調理排煙を発生、拡散させたため、その臭いのせいで申請人の自宅にねずみが発生したためである。
- (3) 申請人に生じた上記(1)及び(2)の健康被害、ねずみによる被害等は、上記(1)の店舗の経営責任及び使用者責任を被申請人らが行使していないためである。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、同人の自宅（以下「申請人宅」という。）の近隣にある被申請人株式会社b（以下「被申請人会社」という。）が運営するa店（以下「本件店舗」という。）の営業活動によって屋外に発生する悪臭により、申請人に健康被害等が生じたとして、上記第1の原因裁定を求める事案である。

1 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いが無い、掲記の各証拠（特記のない限り、枝番号を含む。）及び審問の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者等（甲 1、審問の全趣旨）

ア 申請人は、平成 26 年 6 月から肩書住所地に単身で居住している。

イ 被申請人会社は、飲食店を営む株式会社であり、令和 5 年 6 月頃に主に肉料理を提供する飲食店である本件店舗を開業し、現在に至るまで本件店舗を運営している。被申請人 c 及び同 d は、被申請人会社の代表取締役である。

(2) 申請人宅及び本件店舗の周辺の状況、位置関係等（甲 2、3、8 の 2、乙 1、審問の全趣旨、公知の事実）

申請人宅及び本件店舗が所在する地域は、市街化調整区域と定められているところ、申請人宅及び本件店舗が入居する建物（以下「本件建物」という。）の位置関係及び周辺の状況は別紙のとおりである。本件建物の北側に本件店舗が、南側に e 店がそれぞれ入居している。本件建物の東側は本件店舗の入口や駐車場があり、西側には換気扇や室外機、排気ダクト等が設置されている。本件建物の西側に申請人宅があり、その距離は 15 m 程度であり、申請人宅と同程度離れた場所に 3 軒の民家が所在している。

(3) 規制基準等（乙 7、公知の事実）

ア 悪臭防止法 4 条 2 項 1 号は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）は、環境省令で定める範囲内において、大気の臭気指数の許容限度として、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を定めることができる旨定め、悪臭防止法施行規則 6 条は、悪臭防止法 4 条 2 項 1 号の環境省令で定める範囲は、大気の臭気指数が 10 以上 21 以下とする旨定める。これを受けて、岡山市における悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域及び規制基準（平成 17 年市告示第 156

9号) 2条の2は、悪臭防止法4条2項が定める規制基準が適用される区域を定めているところ、申請人宅及び本件店舗が所在する地域は、市街化調整地域であり、第1種区域及び第2種区域以外の地域であるため、第3種地域に該当する。また、上記規制基準3条の2は、第3種地域に適用される規制基準(以下「本件規制基準」という。)について、臭気指数18と定める。

イ 悪臭防止法施行規則6条が定める臭気指数は、以下の表のとおり、6段階臭気強度表示法の臭気強度2.5(やや弱い臭い)、3.0(楽に感知できる臭い)、3.5(やや強い臭い)にそれぞれ対応している。

臭気強度	2.5	3.0	3.5
臭気指数	10～15	12～18	14～21

2 当事者の主張

(1) 申請人の主張

ア 本件店舗では、換気のために西側(申請人宅側)に換気口を設置し、換気扇によって強制排気をしているが、これによって、アンモニア及び硫化水素等の悪臭を発生させる有害物質を含む空気を外部に排出している。また、この臭いの影響で申請人宅の台所にねずみを発生させており、ねずみが大量のふんをまき散らしている。それにもかかわらず、本件店舗の運営責任を有し、代表取締役である被申請人c及び同dは、これらを防止していない。

イ 申請人は、本件店舗からの悪臭により申請人宅内の家具、衣類、カーテン等に臭いが染みついたほか、臭いによる吐き気、不快感等により窓が開けられない。また、申請人宅に発生したねずみの大量のふんによる不快感に加え、ねずみが配線コード等をかじることやねずみによる感染症や食中毒につながることにによる不安を感じ、ねずみ対策をすることによる不愉快

な思いをしている。

(2) 被申請人らの主張

ア 申請人の加害行為に係る主張については、否認ないし争う。そもそも本件店舗からの排気にアンモニア、硫化水素などの有害物質が含まれているという事実はない。また、被申請人会社は、排気ダクトを本件店舗の西側から屋根の上に移し、排煙除去装置や厨房排気用脱臭ユニットも設置し、これにより岡山市の調査においても臭気が減ったことが確認されている。さらに、岡山市による計測によれば、本件規制基準である 18 を大きく下回る 10 未満との測定結果が出されている。

イ 申請人の損害及び因果関係に関する主張については、否認ないし争う。

第 3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件店舗の営業内容及び営業時間（乙 8、審問の全趣旨）

本件店舗では、本件店舗内の西側にある調理場で肉料理の調理を行い、これを客に提供している。営業時間は平日が午前 11 時 30 分から午後 2 時 30 分まで及び午後 5 時から午後 10 時までであり、土日祝日が午前 11 時 30 分から午後 10 時までである。なお、隣接する e 店は毎日午前 10 時 30 分から午後 3 時までの日中のみ営業している。

(2) 臭気調査に至る経過（甲 3、8、乙 2～7、職 1、2）

ア 申請人は、令和 6 年 3 月頃から、岡山市環境保全課に対し、本件店舗の西側の排気ダクト等から悪臭が発生しているなどと苦情を述べるようになった。これを受けて岡山市の職員は、現地に赴いたところ、本件店舗の西側で臭いがあることを確認し、被申請人会社の従業員に対し、申請人から苦情が寄せられていることを伝えた。そこで、被申請人会社は、排気口の

重曹水の水を増やしたり、排気ダクトにフィルターを設置したりするなどの対策を行った。

イ しかし、これ以降も申請人から苦情が寄せられたため、岡山市の職員は、本件店舗を複数回訪れ、肉を焼いた臭いや、タレや油の臭いなどの臭気が感じられた場合には、被申請人会社に対し、対応を求めた。

そこで、被申請人会社は、専門家との協議を重ね、令和6年6月頃から同年9月中旬頃にかけて、数百万円の費用をかけて、本件店舗の西側にある排気ダクトを西側の壁から東側の屋根の上まで延長した上で、その排気口を東側に向けるための工事を実施するとともに、排煙対策のためにオイルミストコレクター（静電式油煙除去装置）及び臭気対策のために臭気成分を80%以上除去する性能を有する厨房排気用脱臭ユニット（KCU）を設置する工事をそれぞれ実施した。

その後、岡山市の職員は、同月25日から同年10月頃にかけて、営業時間内に本件店舗を複数回訪れ、現地の臭いを確認したところ、南西側敷地境界、西側敷地境界及び西側室外機付近で僅かなタレの臭いを感じることがあった。

ウ 岡山市は、令和6年12月24日、本件店舗の周辺において臭気の測定調査を実施した（以下「本件測定」という。）。

(3) 本件測定（甲8、乙7、職1）

測定業者は、岡山市からの委託を受け、令和6年12月24日、本件店舗の周辺において臭気の採取を行い、翌25日にこの試料の臭気を測定し、これに基づき「臭気測定業務委託 測定結果報告書」を作成した。上記報告書の概要は以下のとおりである。

ア 試料の採取地点

本件店舗の西側敷地境界及び申請人宅の玄関前（別紙の黒丸の2地点）

イ 試料の採取日時

令和 6 年 1 2 月 2 4 日（火）午後 7 時 2 分

ウ 気象条件

(ア) 天候 晴

(イ) 気温 5. 4℃

(ウ) 相対湿度 5 6 %

(エ) 風向 静穏

(オ) 風速 0. 3 m/ s 未満（ただし、本件店舗の室外機から申請人宅方向に 1. 2 m/ s の吹き出しがあった。）

エ 測定方法

臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成 7 年環境庁告示第 6 3 号）による。すなわち、試料採取日の翌日である令和 6 年 1 2 月 2 5 日に臭気判定士である 6 名のパネル（嗅覚検査に合格した被検者）が希釈した試料を嗅ぎ、臭いの有無を判定する方法（官能試験）により行われた。

オ 測定結果

本件店舗の西側敷地境界及び申請人宅玄関前のいずれの測定（採取）地点においても、臭気指数（及び臭気濃度）は 1 0 未満であり、敷地境界にて本件規制基準に適合しており、申請人宅玄関前においても定量下限値未満であった。

2 検討

- (1) 前記認定事実のとおり、本件測定は、一定程度の客の入店が想定される夜の営業時間中に本件店舗の西側敷地境界及び申請人宅の玄関前の試料を採取し、この試料の臭気測定を実施しているところ、上記 2 地点から採取された試料のいずれにおいても臭気指数は 1 0 未満であった。この値は、岡山市が定める本件規制基準（臭気指数 1 8）を大きく下回るものであるし、臭気強度 2. 5（やや弱い臭い）に対応する臭気指数（1 0 から 1 5 まで）の下限値を下回るものである。そのため、本件店舗からの臭気が申請人の健康に

影響を与えるものとは認められない（なお、本件規制基準や臭気強度と臭気指数の関係について不合理な点をうかがわせるような資料はない。）。

もっとも、前記認定事実のとおり、本件店舗では、申請人からの苦情を受け、令和6年6月頃から同年9月中旬頃にかけて、本件店舗の西側に設置された排気ダクトを屋根の上に延長したほか、排煙除去装置や臭気成分を80%以上除去する性能を有する厨房排気用脱臭ユニットを設置するなど、臭気を軽減するための必要な対策を講じている。本件測定は、このような対策を講じた後の同年12月に行われたもので、その対策前の臭気指数は確認されていない。しかし、申請人が苦情を述べ始めたのは同年3月頃からで、上記の対策が講じられるまでは半年程度に過ぎないこと、その間に岡山市の職員は臭いを確認しているものの、肉を焼いた臭い等の食品に由来するものであり、申請人が主張するようなアンモニア臭や硫化水素の臭いは確認されていないこと、その間に申請人以外の他の住民から苦情があったことも確認されていないこと、申請人は上記対策によって臭いに変化があったとは主張していないことを考慮すると、上記対策前の臭気が申請人の健康に影響を与えたとも認め難い。

(2) 申請人の主張について

ア 申請人は、本件測定に基づく報告書は、臭気検査が1度しか実施されておらず、検査の日時における天候等によって差が生じるものであると主張する。

しかし、前記認定のとおり、本件測定（採取）が行われた日時の天候は晴れで、風速も0.3m/sと低く、測定の条件によって臭気指数が低かったとはいえないし、本件測定の結果は、本件店舗において必要な対策が講じられた後に岡山市の職員が本件店舗を複数回訪れ、臭気を確認したが、僅かなタレの臭いしか感じられなかったこととも整合するものであり、本件測定において、試料の採取が1度しか行われなかったからといって、そ

の結果について信用性が低いなどということとはできない。

イ また、申請人は、本件建物には、排煙除去装置や悪臭除去装置が備え付けられていない排気ダクトや換気扇があり、そこから悪臭が生じている旨主張する。しかし、本件測定は、本件店舗の西側敷地境界と申請人宅の玄関前で採取された試料について行われたのであり、たとえ本件建物に排煙や悪臭を除去する装置が付けられていない排気ダクトや換気扇があったとしても、それによって、その測定結果が左右されたとはいえない。

ウ さらに、申請人は、被申請人らが悪臭を発生させたことにより申請人宅にねずみが発生するようになったとの主張をしているが、本件店舗から生ずる食品由来の臭いとねずみの発生との関係を認めるに足る資料はない。

3 結論

以上によれば、申請人の本件裁定申請は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

なお、申請人は、令和7年5月21日付け原因裁定申請書（2）をオンライン提出の方法により提出し、本件店舗及びe店の店長（氏名不詳）を被申請人に追加する申請をしたが、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）上、被申請人の追加の制度は存在しない。仮に本件店舗の店長等を被申請人とした場合であっても、本件測定の結果等を踏まえると、上記と同様の結論となるにすぎない。

令和7年6月23日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 都 築 政 則

裁 定 委 員 北 窓 隆 子

裁定委員野中智子は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長 都 築 政 則

※裁定文中の別紙は省略